

## 国立大学法人岡山大学研究ライセンスポリシー

平成19年4月1日制定

岡山大学は、「国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー」及び「国立大学法人岡山大学知的財産ポリシー」を制定し、教育・研究を活性化させ、本学で生み出された学術研究の成果等を積極的に社会へ還元することを大きな目標に掲げ、知的創造サイクルの実現のため積極的に取り組んでいる。

その一環として、本学は、知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を踏まえ、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の知的財産権を、他の大学等が非営利目的の研究において使用しようとする場合の基本的な考え方について、総合科学技術会議が策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（平成18年5月23日）」に基づき、以下のとおりポリシーとして制定する。

### 1 研究ライセンスの供与

- (1) 本学の知的財産権について、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする
- (2) 本学の職員が、他の大学等へ異動した場合、その異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、その職員の発明に係る本学の知的財産権について、当該職員の求めに応じて研究ライセンスを供与する。

### 2 研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費その他合理的な費用を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。

### 3 研究ライセンスの遵守と管理

本学が、研究ライセンスの供与を受けた場合は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスにより研究を行う者が、研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するようその管理に努めるものとする。

### 4 有体物の提供

他の大学等に対する有体物の提供については、「国立大学法人岡山大学研究成果有体物取扱規程（平成16岡大規程第26号）」により取り扱う。

### 5 職員との認識共有

本学の研究の場において、研究ライセンスが円滑に活用されるために、本ポリシーの周知や職員の本ポリシーの認識が共有できるように努めるものとする。